

令和6年度早期退職者募集実施要項

1 募集目的

藤井寺市の職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第7条の5第1項第1号に基づき、定年前早期退職者を募集します。

2 募集対象の職員

事務職（行政）の正職員のうち、令和7年3月31日時点で、45歳以上59歳以下の者

※次の事項に該当する職員は、応募することができない。

- ・任期を定められて任用される職員（任期付職員・暫定再任用職員・会計年度任用職員）
- ・地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

3 募集人員

3名程度

（応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。）

4 募集の期間

令和6年8月1日（木）午前9時から令和6年9月30日（月）午後5時半まで

5 退職日

令和7年3月31日（月）

6 応募の手続き

(1) 応募

募集期間内に「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入の上、人事課へ提出してください。

(2) 応募の取下げ

「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」に必要事項を記入の上、人事課へ提出してください。

7 認定通知等の予定時期

令和6年11月頃

8 備考

早期退職者に認定された場合は、自己都合退職よりも割り増しされた退職手当が支給されます。

- ・支給率は、退職者の勤続年数に応じた定年退職と同率となります。
- ・定年前早期退職者に対する特例措置（割増の適用）は、勤続期間が20年以上（職種変更を行った者については、職種変更前の勤続期間を含む。）の方のみ対象となりますのでご注意ください。なお、勤続年数には除算期間があります。

9 問合せ先

総務部人事課給与厚生担当